

川俣町住宅用再生可能エネルギー設備等設置費補助制度について

本町では、深刻化する地球温暖化への対策として、脱炭素社会に向けた再生可能エネルギーへの転換を推進するため、**住宅用再生可能エネルギー設備**（以下「機器」という）の設置費用に対して、補助を行います。

1. 対象となる機器

町内の住宅（併用住宅を含む。以下同じ）に設置する下記の機器で、**未使用のもの**を補助の対象とします。

（1）住宅用太陽光発電システム

住宅の屋根等への設置に適した太陽光エネルギーを電気に変換するシステムで、電力会社と電気受給契約を締結するもの

（2）定置用リチウムイオン蓄電池

住宅に設置する定置用のリチウムイオン蓄電池で、次に掲げるすべての要件を満たすもの

- ①公称最大蓄電容量が1キロワット時（kWh）以上のもの
- ②住宅用太陽光発電システム（既存、新設を問いません）と連系するもの
- ③パワーコンディショナー等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成されたもの

2. 対象となる方

次に掲げるすべての要件を満たす方を補助の対象とします。

- ①町内に所在する住宅に機器を設置し居住する方又は町内に所在する機器付き住宅を購入し居住する方
※機器を設置する建物が補助対象者の所有物でない場合は、所有者の設置承諾を受けていることが必要です。
- ②町税を完納している方（申請者及び建物の所有者・共有者全員）
- ③電力事業者と電力受給契約を締結する方（住宅用太陽光発電システム設置の場合のみ）

3. 補助金額・補助金額の上限

（1）住宅用太陽光発電システム

補助金額：太陽電池モジュールの公称最大出力（キロワット：kW）×40,000 円

※千円未満端数切捨て

※最大出力が5キロワットを超える場合、5キロワットが上限です。

補助金額の上限：40,000 円×5 キロワット=200,000 円

（2）定置用リチウムイオン蓄電池

補助金額：蓄電池の公称最大蓄電容量（キロワット時：kWh）×40,000 円

※千円未満端数切捨て

※最大蓄電容量が5キロワット時を超える場合、5キロワット時が上限です。

補助金額の上限：40,000 円×5 キロワット時=200,000 円

4. 受付期間

受付開始日から補助金支出額が予算額に到達次第、終了します。（受付開始日は町広報誌・ホームページ等でお知らせいたします。）

※事前予約はできません。申請書の提出をもって受付となります。

※郵送での提出は受付できません。

5. 補助金交付手続

(1) 交付申請

次の書類を持参のうえ申請してください。

【提出書類】

- ①補助金交付申請書（第 1 号様式）
- ②機器設置計画書（第 2 号様式）
- ③町税の完納証明書（申請者及び機器を設置する建物の所有者・共有者全員分）
※申請時点で町内に住所がない場合、住所地の住民票を添付してください。
- ④機器を設置しようとする場所の工事着手前の写真（遠景、近景）
※建売の場合：太陽光パネルの設置された屋根等のすべての写真
- ⑤機器の設置に係る経費の内訳が記載されている工事請負契約書の写し又は機器の売買契約書の写し
- ⑥機器の形状、規格、構造等がわかるパンフレット等
- ⑦機器を設置する住宅の位置図
- ⑧機器設置施工業者又は機器付き住宅販売業者が作成した、機器の設置に関する見積書の写し
※太陽光パネルの枚数の記載がない場合、枚数が分かる書類も提出してください。
- ⑨委任状（代理申請の場合のみ）
- ⑩機器設置承諾書（設置する建物が補助対象者の所有物でない場合のみ）
※建物が共有の場合、申請者以外の共有者全員の承諾書が必要です。

(2) 事業への着手

申請受付後、町で設置場所の事前確認を行い、交付決定通知書を送付します（申請後約 10 日程度）。なお、交付決定通知は補助金の交付を予定するものであって、実績報告を適正に提出した時点で初めて補助金交付の要件を満たすものとします。

(3) 実績報告

事業の完了後 1 か月以内または、当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い方の日までに次の書類を提出してください。実績報告書類の受理後、書類に不備がない場合は町で確認検査を実施します。なお、事業の完了とは太陽光発電システム設置工事の完了ではなく、提出していただく全ての書類が整うことを言います。

【提出書類】

- ①実績報告書（第 6 号様式）
- ②機器の設置状況を確認できる写真（遠景、近景）
※補助申請時に添付した写真と同方向より撮影し、付属機器（パワーコンディショナー、接続箱、売電メーター等）の写真と併せて提出してください。
※建売住宅の場合、不要
- ③機器の設置に係る領収書の写し
- ④電力事業者との電力受給契約書（東北電力の場合、受給契約確認書）または電力受給契約の申請状況が分かるもの（系統連系技術検討結果など）の写し
※蓄電池の場合、不要
- ⑤補助金交付請求書（第 8 号様式）

(4) 補助金の額の確定

確認検査において補助事業の成果が適正と認められたときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書により申請者に通知します。通知後、口座振込により補助金を支給します。

6. 注意事項

- 機器の設置工事に着手する前（建売の場合は、住宅の引き渡し前）に申請する必要があります。申請前に設置（引き渡し）された機器に対する補助は行いません。
- 太陽光発電システム及び蓄電池それぞれの補助の併用も可能ですが、補助金交付申請書や実績報告書等（添付書類一式を含む）は、それぞれ作成し、提出していただく必要があります。
- 新築住宅に設置する方は、住宅建築に関する契約書のほかに、太陽光発電システムに係る費用の内容が分かる明細を提出してください。
- 太陽光パネルを増設する方は、既存の太陽光パネルの詳細（配置図、枚数、1枚当たりの出力数、出力合計）が分かる書類を提出してください。
- 補助申請後、事業の中止や内容の変更が生じた場合には、変更(中止)承認申請書（第4号様式）を提出してください。
- 補助金交付申請書及び実績報告書に添付する写真は、設置前と設置後の比較ができるように同じ位置から撮影し、システムの設置箇所が明確に分かるように撮影してください。
- 補助金交付請求書は、補助対象者、請求金額、振込先のみ記入して提出してください。
- 申請者以外の方が関係書類を持参する場合には、委任状の提出が必要です。
- 補助を受けて設置した機器を法定耐用年数（太陽光パネル：17年、蓄電池：6年）以内に処分する場合は、財産処分承認申請書（第10号様式）を提出してください。
- 事業実施後、設置した機器の利用状況等の報告や各種調査への協力をお願いする場合があります。
- 各様式は、町ホームページからダウンロードが可能です。

URL https://cms2.town.kawamata.lg.jp/control/preview/soshiki/detail.php?lif_id=58021